

	種別	問	回答
No. 1	1 事業全般	申請案内は個別に連絡・郵送されるのか。	個別に連絡・郵送はされません。
No. 2	1 事業全般	申請方法はどのようなか。	愛知県電子申請・届出システムにアクセスし、既定のフォーマットへの入力により申請してください。証明関係の書類もシステム上添付することが可能です。
No. 3	1 事業全般	電子申請ができない場合はどうすればよいか。	電子申請が困難な場合には、所定の用紙に記入し、添付書類を添えて提出してください。なお、郵送の場合は申請期限までに到着したものを有効とします（消印有効）。
No. 4	1 事業全般	児童手当と児童扶養手当の違いは何か。	今回支給要件となる児童扶養手当とは、いわゆる「ひとり親」の場合に支給される手当となります。児童扶養手当については支給決定通知書及び児童扶養手当証書が交付されます。
No. 5	1 事業全般	書類不備の連絡がきたがどのように対応すればよいか。	（電子申請・届出システムを用いた申請の場合） 申請を差し戻しますので、不足書類の追加及び申請内容を修正し、再度申請してください。 （郵送で申請された場合） 不足書類に整理番号を記載した上で郵送してください。
No. 6	1 事業全般	支給対象児 1 人につき、5 万円とあるが毎月支給されるのか。	1 人の児童が受診した給付金対象健診（1 歳 6 か月児健診または 3 歳児健診）1 回につき、5 万円となります。

No. 7	2 支給対象者	対象健診（１歳６か月児健診または３歳児健診）を他県で受診、現在は愛知県に引越している場合は支給対象となるか。	対象となりません。 愛知県内の市町村が実施した給付対象健診を受診している必要があります。
No. 8	2 支給対象者	対象健診（１歳６か月児健診または３歳児健診）を愛知県で受診し、現在は他県に引越しているが支給対象となるか。	愛知県内の市町村で対象健診を受診していれば、その後に県外に転出していても支給対象となります。
No. 9	2 支給対象者	世帯は異なるが被扶養者である場合は支給対象となるか。	対象となりません。
No. 10	2 支給対象者	愛知県子育て応援給付金はどのような方が支給対象者となるか。	愛知県子育て応援給付金は、①養育する児童について、愛知県内の市町村で１歳６か月児健診又は３歳児健診を受けていること、及び、②当該児童を養育する者が児童扶養手当受給者又は世帯の全員が市町村民税均等割の非課税者であることとなっています。
No. 11	2 支給対象者	要件に該当するかは、どの時点で判断するのか。	養育する児童が１歳６か月児健診又は３歳児健診を受けた時点での所得状況を確認します。具体的には、児童扶養手当法の規定による児童扶養手当について、健診日が属する月分の支給を受けている方、又は、世帯に属するすべての方について健診日が属する年度分（健診日が４月又は５月の場合は前年度分）の市町村民税均等割を課されていないか免除されている方が該当します。
No. 12	2 支給対象者	健診の直前に愛知県内に転入したため、児童扶養手当の認定や市町村民税の課税団体が愛知県外の市町村である場合、支給対象となるか。	養育する児童が愛知県内の市町村で健診を受けていれば、健診日における所得の判断に県内市町村が関わっていかなくとも（愛知県内の市町村で認定等がされていなくても）支給対象となります。

No. 13	2 支給対象者	健診を受けた後、対象児童を養育する者が死亡した場合、支給対象者は誰になるか。	養育者が死亡した日の属する月の翌月分の対象児童に係る児童扶養手当の支給を受ける方その他これに準ずるものとして適当と認められる方が支給対象者となります。
No. 14	2 支給対象者	健診を受けた後、支給対象者からの暴力を理由に避難した配偶者が、対象児童を監護し生計を同じくしている場合、当該配偶者が愛知県子育て応援給付金の支給対象者となるか。	支給対象となります。
No. 15	2 支給対象者	外国人の場合でも、愛知県子育て応援給付金の支給対象者となるか。	要件に該当する場合は支給対象となります。
No. 16	3 対象児童	対象児童はいつからいつまでに生まれた児童のことか。	令和3年10月1日以降が誕生日であって令和5年4月1日以降に1歳6か月健診を受けた方及び令和2年4月1日以降が誕生日であって令和5年4月1日以降に3歳児健診を受けた方が対象です。 ただし、申請期限は健診受診日から起算して6か月以内ですので、ご注意ください。
No. 17	3 対象児童	健診後に対象児童が亡くなった場合は、愛知県子育て応援給付金の対象児童となるか。	愛知県子育て応援給付金の対象児童となります。
No. 18	3 対象児童	児童が入院していたため、1歳6か月児健診又は3歳児健診を受けることができなかった場合、給付金の対象になるか。	やむを得ない理由により健診を受けることができなかった場合、愛知県内の市町村から健診の通知が届いていること等一定の条件を満たせば、愛知県子育て応援給付金の対象児童となります。

No. 19	3 対象児童	下の子の里帰り出産のため、県外で健診を受けた場合、支給対象となるか。	里帰り出産のため県外で健診を受けた場合は「やむを得ない理由」に当たり、支給対象となりますが、申請者本人より「里帰り出産のため県外で健診を受診した旨の申立書」を提出していただく必要があります。（様式は任意となります。参考の様式はホームページに掲載しております。）
No. 20	3 対象児童	支給対象児童に重度の障害等があり集団健診が難しいため、支給対象健診を受診できなかった場合の証明書は何を準備すればよいか。	支給対象健診を受けるのと同じ時期に、集団健診に代えて、かかりつけの医療機関や療育施設などで健康診断や発達・発育等の確認を行ったことがわかる証明を作成してもらい提出してください。任意の様式で結構です。 また、証明書の提出が困難な場合は、申請者本人から「やむを得ない理由で健診を受診できなかった旨の申立書」を提出してください。なお、この場合、県からかかりつけ医等に事実の確認を行うことがあります。（様式は任意となります。参考の様式はホームページに掲載しております。）
No. 21	4 申請・支給手続関係	郵送による申請はどこに送ればよいか。	愛知県子育て支援課まで送付してください。 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁 子育て支援課 愛知県子育て応援給付金係 宛
No. 22	4 申請・支給手続関係	愛知県子育て応援給付金は、健診後いつまでに申請すればよいか。	健診日から起算して6か月以内に申請してください。 例えば、4月15日に健診を受診した場合、10月14日が申請期限です。
No. 23	4 申請・支給手続関係	受取口座の名義は誰でもよいか。	申請者（子の養育者）名義の口座である必要があります。
No. 24	4 申請・支給手続関係	振込口座は、支給対象者による民法上の委任があれば、他者の口座に振り込むことは可能か。	誤支給及び支給漏れ防止の観点からも、支給対象者名義の口座への振込みをお願いします。

No. 25	4 申請・支給手続関係	申請から支給までにどのくらい期間がかかるのか。	申請数及び審査状況によって変動しますが、申請した月から翌々月を目途に県から支給します。 なお、申請書や添付書類に不備があった場合は、事務局より修正依頼をします。適正な書類を受理した月から翌々月を目途に県から支給します。
No. 26	4 申請・支給手続関係	支給される場合は何か通知があるのか。	審査の結果、支給されることが決定された場合は、電子申請をされた方で2025年2月以降に新規申請をされた方は、「処理完了」のメールをお送りします。 旧システム及び郵送で申請された場合、指定された受取口座への振り込みをもって通知に代えさせていただきますので通帳の振り込み履歴を確認してください。
No. 27	4 申請・支給手続関係	支給されない場合は何か通知があるのか。	審査の結果、支給されないことが決定された場合は不受理通知をメール又は郵便で送付させていただきます。
No. 28	4 申請・支給手続関係	支給金は県から直接振り込まれるのか。	県から直接振り込みます。
No. 29	4 申請・支給手続関係	給付金対象健診（1歳6か月児健診または3歳児健診）を受けたことが分かる書類として母子手帳が例にあげられているが具体的にどのページが該当するか。	出生届出済証明の子の氏名欄及び保護者欄、給付金対象健診のページ（1歳6か月健康診査若しくは3歳健康診査の実施年月日、施設又は担当者名の記載があること）が該当します。
No. 30	4 申請・支給手続関係	児童扶養手当証書の写しとあるが、どのような書類（用紙）か。	児童扶養手当証書は児童扶養手当の支給が決定されている方に、市町村窓口でお渡ししており、受給者のお名前その他、有効期限や支給額などの情報が記載されています。所得限度額を超えることにより、全額支給停止となる方には発行されません。 この「証書」は、原則として有効期間が1年（毎年11月1日～翌年10月31日）となっており、毎年8月に手続きを行う「児童扶養手当現況届」の審査後11月末頃までに更新されます。 現況届時に前年度分の証書を市町村に返却している場合は、児童扶養手当証書の代替として、児童扶養手当が振込されている通帳のコピー（対象健診を受診した月分の児童扶養手当の振り込みがあることがわかるページ）を提出してください。 ※児童扶養手当は2か月ごとに振り込まれるため、例えば5月に健診を受診した場合は、7月の振込記録で確認します。（5・6月分の児童扶養手当は7月に振込）

No. 31	4 申請・支給手続 関係	健診を7月に受けたが、8月に児童扶養手当の現況届を提出済であり、健診受診時の児童扶養手当証書を添付できない場合には、どうしたらよいのか。	健診を受けた日の属する月に係る児童扶養手当の入金がわかる通帳の写し（対象健診受診を受診した月分の児童扶養手当の振り込みがあることがわかるページ）等を提出してください。 ※児童扶養手当は2か月ごとに振り込まれるため、例えば5月に健診を受診した場合は、7月の振込記録で確認します。（5・6月分の児童扶養手当は7月に振込）
No. 32	4 申請・支給手続 関係	世帯全員分の住民票の写しを求める理由は何か。 （住民税非課税世帯のみ）	支給対象児を養育している方が申請者となるため、世帯全員分の住民票で世帯を構成している方を把握し、養育関係を確認する必要があります。 また、世帯に属する全ての方の住民税が非課税であることも要件であるため、世帯全員分の住民票で、所得要件を確認すべき方を確認します。
No. 33	4 申請・支給手続 関係	海外に居住していたため前年度の非課税証明書が発行されないのですが、何を準備すればよいのか。	海外に居住のため非課税証明書が発行されない場合は、戸籍の附票を提出してください。
No. 34	4 申請・支給手続 関係	あいち電子申請・届出システムで申請する場合、支給要件を確認するための書類はどのように送るのか。	スマートフォン等で該当する書類（資料）を撮影していただき、添付してください。
No. 35	4 申請・支給手続 関係	あいち電子申請・届出システムに添付する資料の形式（拡張子）は何か。	jpeg、png等の画像データの拡張子となります。
No. 36	4 申請・支給手続 関係	あいち電子申請・届出システムに添付できる資料数を増やせないか。	システムの都合により増やすことができませんので、予めご了承ください。 書類が多く添付できない場合、分割して申請してください。 また、郵送の際は整理番号または申請IDを記載してください。

No. 37	5 制度について	この給付金を支給する理由（目的）は何か。	既存の国制度である「妊婦のための支援給付」を特に子育て費用の負担軽減を図ることが必要と考えられる低所得世帯に対して拡充することで県内の少子化対策をより一層推進することを目的としています。
No. 38	5 制度について	給付金額を5万円とした理由は何か。	拡充元である国制度（妊婦のための支援給付）の支給金額が5万円であることから同額としています。
No. 39	5 制度について	低所得世帯のみを対象とする理由は何か。	No. 37を参照。なお、「低所得世帯」（支給対象）の考え方（定義）は、国が実施する低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」を参考として決定しています。
No. 40	5 制度について	1歳6か月児健診または3歳児健診の受診を要件とした理由は何か。	単に一定の年齢に達した場合に支給するのではなく、行政との面談機会を持つことが重要であると考えており、国の事業においても面談を実施した方に給付金を支給していることから、本給付金においても、健診を受診した方を対象としています。 なお、1歳6か月児健診及び3歳児健診は、母子健康法に基づき全ての市町村において実施している健診であり、この機会を捉えて支給するものです。
No. 41	5 制度について	県はどのように周知しているのか。	県公式ホームページに掲載しています。また、各市町村に対して案内のチラシを配布しており、窓口に置いていただくなど周知に協力いただけるよう依頼をしています。
No. 42	5 制度について	愛知県子育て応援給付金の法的性格は何か。	民法上の贈与契約（民法第549条）となります。

No. 43	5 制度について	愛知県子育て応援給付金の支給については、行政不服審査の対象となるか。	愛知県子育て応援給付金の法的性格は贈与契約であり、行政処分ではありませんので、支給について不服申立て等の対象とはならないと考えます。
No. 44	5 制度について	愛知県子育て応援給付金は被保護者（生活保護受給者）等の収入と認定されるか。	「愛知県子育て応援給付金」について、子育て世帯を対象としていることのみでは、収入認定除外の承認はありませんでした。しかしながら、被保護者に当該給付金が支給された場合は、次官通知第8-3-（3）-エにある「自立更生を目的として恵与される金銭」として取扱うことができるため、自立更生のために当てられる額（子どものために使用）については収入認定しない取扱いとして差支えない事となります。詳細については各福祉事務所の判断となります。
No. 45	5 制度について	愛知県子育て応援給付金は、課税の対象となるか。	愛知県子育て応援給付金は一時所得に区分されますが、一時所得の所得金額に50万円の特別控除が適用されますので、他の一時所得との合計額が50万円を超えない限り、課税されません。
No. 46	5 制度について	なぜ、申請する必要があるのか。	この給付金は県から直接給付しますが、県では健診受診の状況等が把握できません。そのため申請していただくこととしております。
No. 47	5 制度について	給付金の支給事業は今年度限りなのか。	毎年2月議会において予算案が成立した場合、事業が継続されます。